記載例

請　　書

印刷等、請負契約の場合、要貼付 →

印　紙

1. 契　約　事　項　　〇〇〇〇〇〇〇

2. 契　約　金　額　　￥０００，０００.－（うち消費税額及び地方消費税額　￥００，０００.－）
ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項、第２９条及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第１５号）附則並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した税額である。

内　訳

品　　名	銘　柄　規　格	数　量	単　価	金　額
□　□　□　□	□□－０１	○	00,000	00,000
△　△　△　△	△△－０３	○	00,000	00,000
消費税及び地方消費税				0,000
計				00,000

3. 契　約　保　証　金　　免除　　← オープンカウンターの場合は免除となりますので「免除」と記載してください。

4. 契　約　履　行　期　限　　令和〇〇年〇〇月〇〇日　← 仕様書の納入期限（納期）

5. 納　入　場　所　　〇〇課の指定する場所　← 仕様書の納入場所

6. 納　入　の　完　了　　県の指定した検査員の検査に合格したときとする。
不合格の場合は、直ちにこれに代わる正常な物品を納入するものとする。

7. 契約不適合責任　　発注者は、納入された契約物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
(1) 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
(2) 契約不適合の場合において、発注者が相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、発注者は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
(3) 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

8. 契約不適合責任期間　　受注者が契約不適合の物品を納入した場合において、発注者がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

9. 納入遅延の違約金　　契約金額に対し、納入期限の翌日から納入をする日までの日数に応じ年3パーセントの割合による金額を違約金として発注者に納入するものとする。

10. 支　払　条　件　　納入完了後適法な支払請求書が受理された日から30日以内とする。

11. 支払遅延利息　　支払金額に対し前号の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

12. 暴力団等排除に係る契約解除

発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

13. 契約解除の違約金

12の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期限までに納入するものとする。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

14. 疑義の決定

本契約について疑義を生じたときは当事者協議の上定めるものとする。

上記のとおり履行することをお請けします。

令和　　年　　月　　日

石川県知事　山野　之義　殿

住　所　石川県〇〇市〇〇町〇番地〇

氏名等　●●●●株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇　印

印鑑は、競争入札参加者資格審査申請の際に届出されている印鑑を押印してください。
また、請書が複数の紙に分かれる場合は、こちらに押印する印（代表者又は受任者の印）で、それぞれの紙にかかるように割印も押印してください。

〇 請書の記載内容は変更しないでください。
〇 記載方法等で不明な点がありましたら、契約担当者までお問い合わせください。